

秘密保持誓約書

_____ (以下「乙」という。)は、地方独立行政法人静岡市立静岡病院 (以下「甲」という。)が実施する「静岡市立静岡病院総合医療情報システム調達に係る意見招請」(以下「本R F C」という。)に関し、以下のとおり秘密保持誓約書を提出する。

(秘密保持の範囲)

第1条 本誓約書において秘密情報とは、本R F Cに関して甲から乙に開示される情報のうち、甲が非公開のものとして管理する一切の情報をいう。なお、口頭、実演、上映、投影、その他書面又は物品以外の媒体により秘密情報を開示する場合には、甲は開示する際に秘密である旨を明示し、且つ開示後30日以内に、当該秘密情報を書面にて取りまとめ、秘密である旨を明示した上で、乙に送付するものとする。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密の表示または明示の有無を問わず、本誓約書にいう秘密情報に当たらないものとする。

- (1) 乙が甲から開示された時点で既に合法的に知得していたか、または公知の情報
- (2) 乙が甲から開示を受けた後、乙の故意または過失によらず公知となった情報
- (3) 乙が第三者から秘密保守義務を負うことなく正当に入手した情報

(秘密情報の使用制限)

第2条 乙は、本R F Cに係る業務を遂行する従業員以外の第三者に対して、秘密情報を遺漏・開示しないものとする。

2 乙は、本R F Cに参加する目的にのみ秘密情報を使用するものとし、他の業務目的に転用または盗用しないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、法令または裁判所の指示等により秘密情報の開示を要求された場合には、乙は、要求の範囲内において当該秘密情報を開示できるものとする。

(機密情報の取扱いの再委託)

第3条 乙は、秘密情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。

2 乙は、本R F Cに係る業務を遂行するため、秘密情報の取扱いを再委託する必要がある場合は、事前に甲に対し、再委託業務内容、再委託先の企業名等を通知しなければならない。

(損害賠償)

第4条 乙が前各条項のいずれかに違反した場合または甲の機密を漏洩したことが明らかになった場合には、乙は、甲に直接生じた通常の損害に対して、賠償の責を負うものとする。

(秘密情報の返還、廃却)

第5条 乙は、甲から要請された場合及び本R F Cが終了した場合並びに当該秘密情報を保有する必要がなくなったと判断する場合は、遅延なく乙の責任において適切な返却及び廃却措置を講ずるものとする。

(秘密保持義務の継続)

第6条 乙は、本R F Cの終了後においても、引き続き秘密保持の義務を負うものとする。

(その他)

第7条 本誓約書に定めのない事項または本誓約書に定めた各条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

____年 ____月 ____日

(所在地) _____

(会社名) _____

(責任者 職・氏名) _____